

## Ⅳ キャンプ場の利用と生活

### 1 環境

キャンプ場は、国立花山青少年自然の家本館から約2km離れた標高240mの最適な場所にあります。  
また、宮城県南部（白石市）に南蔵王野営場（TEL:0224-24-8126）もあります。南蔵王野営場のご利用については、直接お問い合わせください。

### 2 利用できる人数

- ドーム型テント 6人用 × 20張 = 120人
- バンガロー（丸太小屋） 6人用 × 8棟 = 48人

約170人程度まで宿泊可能です

### 3 生活に当たって

- ① キャンプ場には管理人がおりませんので、団体の引率者は施設の管理もお願いします。
- ② 1日の生活・活動を独自に計画・実施できます。
- ③ 1日の活動終了確認のため、本館事務室への電話連絡を21時30分をお願いします。

### 4 キャンプ場利用の到着と出発の手続きについて

#### 到着

- (1) 到着しましたら本館事務室にて到着の手続きをしてください。（P6参照）
- (2) キャンプ場に移動し、施設の使い方について職員から説明を受けてください。

#### 出発

- (1) 清掃、点検後に本館事務室まで連絡してください。
- (2) 職員による点検を行います。
- (3) 本館事務室にて出発の手続きをしてください。（P6参照）

### 5 経費

- (1) 施設使用料、食事（野外炊事）、教材費は、本館利用と同額です。詳しくはP27を参照ください。
- (2) 寝袋用シーツ等洗濯費用（1人160円税込み）がかかります。

## 6 施設設備の使用法

### (1) 施設・設備

#### ① 管理棟

<b>1階</b>	管理室（引率者のミーティングに使用可能） 休憩室（急病人等の休養に使用可能） 用具収納庫（テント、炊事用具、シーツ、冷凍、冷蔵庫等）
<b>2階</b>	避難・集会室（荒天時の避難、キャンドルサービス、集会活動等に使用可能）

② シャワー棟（1棟） 男女別シャワー8個（トイレ各1個付き）

③ トイレ棟（1棟） 男女別

④ 屋根付炊事場 1箇所・かまど30個

⑤ 水場 3箇所

⑥ バンガロー 8棟

⑦ 営火場 1箇所

⑧ テントサイト 1箇所

### (2) 貸出用具

#### ① 用具の貸出・返却

ア. キャンプ場に常備してある用具は、利用初日の到着時に職員が貸出し、引率者に説明を行います。

イ. それ以外に必要な用具については、その都度ご相談ください。

ウ. 活動が終了し、用具を返却する時は、個数を確認の上、もとの位置に戻してください。

エ. 用具等を破損・紛失した場合は、本館事務室に連絡してください。

オ. 使用したシーツは、所定の場所に枚数を確認の上、戻してください。

#### ② 貸出用具（H27.11月現在）

	用具名	個数		用具名
テント類	ドーム型テント（6人用）	20	その他	のこぎり スコップ ペンチ 蚊取り線香容器 ロープ
	寝袋	200		
	ランタン	20		
	マット	200		
炊事用具	釜・なべ・鉄板	各20	その他	のこぎり スコップ ペンチ 蚊取り線香容器 ロープ
	どんぶり・皿	各200		
	しゃもじ	20		
	まな板・包丁・ボール	各40		
	はし・スプーン等	各200		

### (3) テントの設営・撤収

#### <テント1張分の用具>

●テント本体 ●フライシート ●ポール (1セット) ●ペグ (16本) ●ハンマー (2本)

#### <設営>

- ① 設営の前に必要な用具・個数を点検してください。
- ② 設営に当たっては、溝を掘らないでください。

#### <撤収>

- ① テントが夜露で濡れている場合は、乾いてからたたんでください。
- ② 雨天時は、本館事務室に連絡し、撤収方法をご相談ください。
- ③ 泥が付いた場合は、ほうきできれいにしてください。
- ④ ペグやハンマーは、個数を確認し泥を落としてから戻してください。

### (4) 野外炊事

- ① 食材料は、昼食の場合10時～11時、夕食と翌日の朝食の場合は13時～14時頃に食堂従業員がキャンプ場に運びます。内容の確認と冷蔵庫等への保管を行ってください。
- ② 炊事用具は、きれいに洗った後、個数を確認してから戻してください。
- ③ 食中毒が発生した場合に原因の早期究明を行い、迅速な対応を行うため、検食の提出をお願いします。(検食は、キャンプ場冷凍庫にて保存。詳しくはP31 ※7を参照ください。)

### (5) シャワー棟の使用について

- ① シャワー棟の利用時間は、17時から21時までです。
- ② 環境保全のため、節水にご協力ください。
- ③ 湯温には十分気をつけてください。
- ④ 他の団体が気持ちよく使えるよう、シャワー棟内の清掃(棟内・排水溝・ゴミ箱等)をお願いします。

### (6) 火気の取扱

- ① 所定の場所以外では、焚き火はしないでください。
- ② 火を使用する場合は、引率者の責任で完全に消火してください。
- ③ 灰は、灰置場に片づけてください。(P40参照)